

令和7年度 理事会議事録

栃木県国民健康保険団体連合会

1 招集日時

令和7年7月9日（水）

開 会 13時56分

閉 会 14時51分

2 招集場所

宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル9階

栃木県国民健康保険団体連合会 9階大会議室

3 出席者

(1) 理事定数15名中、13名出席

副理事長 星 野 光 利 (上三川町長)

(理事長職務代理者)

常務理事 大 川 秀 子 (栃木市長)

大 橋 哲 也 (学識経験者)

理 事 岩 佐 景一郎 (栃木県保健福祉部長)

佐 藤 栄 一 (宇都宮市長) 書面参加

大 野 克 夫 (全国歯科医師国保組合栃木県支部長)

小 沼 一 郎 (栃木県医師国保組合理事長)

松 井 正 一 (鹿沼市長) 書面参加

入 野 正 明 (市貝町長)

浅 野 正 富 (小山市長)

相 馬 憲 一 (大田原市長) 書面参加

川 俣 純 子 (那須烏山市長) 書面参加

金 子 裕 (佐野市長) 書面参加

4 附議事項

I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

1 令和7年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について

2 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

3 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算補正について

4 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について

5 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について

- 6 令和7年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 7 令和7年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 8 令和7年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について

II 議決事項

- 議案第1号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第2号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第3号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第4号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第7号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第8号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第9号 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 栃木県国民健康保険団体連合会職員退職手当規則の一部改正について
- 議案第11号 栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 議案第12号 栃木県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について
- 議案第13号 令和7年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について
- 議案第14号 栃木県国民健康保険団体連合会役員改選に伴う学識経験者たる理事1名の推薦について
- 議案第15号 令和7年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について

III 協議事項

- ① 栃木県国民健康保険団体連合会役員改選について
- ② 国保総合システムに係る令和8年度国庫補助獲得のための要請活動について

5 議事経過

- 司 会 (開会宣言)
開会挨拶 理事長職務代理者 副理事長 星野 光 利
(出席理事数報告)
- 司 会 本日の理事会の出席理事数について、ご報告を申し上げます。
理事定数 15 名のところ、ご本人の出席が 8 名、書面による代理出席 5 名を含め
まして、13 名のご出席をいただいております。過半数の出席をいただいております
ので、本理事会が成立いたしますことをご報告いたします。
なお、本理事会の議事録につきましては、公表要領に基づき公表いたしますので、
ご了承をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。本理事会の議長につきましては、規約の定めによ
りまして、理事長があたることとなっております。星野副理事長、よろしくお願
いいたします。
- 議 長 それでは、規約の定めによりまして、暫時、議長を務めさせていただきます。議
事の運営につきましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
まず、本理事会の議事録署名者をご指名申し上げます。栃木県医師国民健康保険
組合理事長 小沼一郎さん、小山市長 浅野正富さん、よろしくお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
本日、提案いたしました案件は、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、報告事
項 1 件、議決事項 15 件、協議事項 2 件でございます。これを順次議題に供します。
まず、報告事項を先議いたします。報告第 1 号は「理事長専決事項報告について」
でございます。これを議題に供し、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 報告第 1 号について、別冊議案書に基づき、次のとおり説明。
○令和 7 年度の一般会計において、令和 7 年 4 月から本会参与の就任に伴い、予
算の組替が生じたため、3 月 10 日付けにて理事長専決処分したことを報告し
た。
○令和 6 年度の診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払
勘定)において、福祉施設措置に係る入院レセプトの取扱件数の増加による医
療費の増に伴い、医療費の支払いに不足が生じたため、550 千円の補正を 3 月
28 日付にて理事長専決処分したことを報告した。
○令和 6 年度の第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計において、高
額滞留案件の解消による求償額の増に伴い、求償金の支払いに不足が生じたた
め、39,441 千円の補正を 3 月 28 日付にて理事長専決処分したことを報告し
た。
○令和 6 年度の介護保険事業関係業務特別会計(介護給付費支払勘定)におい
て、受給者数及び通所型サービスの利用増加による事業費の増に伴い、介護給
付費の支払いに不足が生じたため、19,042 千円の補正を 3 月 28 日付にて理事
長専決処分したことを報告した。

○令和 6 年度の障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）において、事業所数及び入所サービス等の利用増加による事業費の増に伴い、障害介護給付費の支払いに不足が生じたため、354,000 千円の補正を 3 月 28 日付にて理事長専決処分したことを報告した。

○令和 7 年度の診療報酬審査支払特別（業務勘定）において、那珂川町からの新規業務（ひとり親家庭医療及び妊産婦医療の審査支払事務）受託に伴い、36 千円の補正を 4 月 1 日付にて理事長専決処分したことを報告した。

○令和 7 年度の診療報酬審査支払特別（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）において、那珂川町からの新規業務（ひとり親家庭医療及び妊産婦医療の審査支払事務）受託に伴い、医療費の支払に不足が生じるため、1,430 千円の補正を 4 月 1 日付にて理事長専決処分したことを報告した。

○令和 7 年度の一般会計において、介護人材確保・職場環境改善等事業及び障害福祉人材確保・職場環境改善等事業における一部事務の受託に伴い、278 千円の補正を 4 月 4 日付にて理事長専決処分したことを報告した。

議 長 ただ今、事務局より報告第 1 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑がないものと認め、報告第 1 号は、報告のとおり承認いたします。次に皆様にお諮りいたします。これから、議決事項の審議に入りますが、関連議案につきましては、一括議題に供し、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認めまして、関連議案につきましては、一括上程することといたします。

それでは、はじめに、議案第 1 号から議案第 9 号につきましては、「令和 6 年度に係る本会事業報告並びに一般・特別両会計の歳入歳出決算の認定」でございます。

いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 1 号から議案第 9 号について、次のとおり議案書及び別添 A3 版資料に基づき説明。

◆議案第 1 号 令和 6 年度本会事業報告の認定について

令和 6 年 2 月 14 日開催の通常総会で議決された事業計画に基づき、次の 7 つの各種事業を実施した旨の報告を行った。

○第 1 の「国民健康保険事業の安定的運営」について

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努めた。また、高いコスト意識を持って経費削減に努めるとともに、審査支払機能に関する改革工程表への対応に向けて計画的に財源確保を行うなど、健全な財政運営を推進した。また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国保制度の改善と財政強化に向けた運動を展開した。

さらに、広報事業については、本会 YouTube チャンネルを活用した動画放映など、ICT を活用した事業の充実を図るほか、被保険者証の廃止に伴う外国人向けリーフレットの見直し及び翻訳言語数の追加を行い、保険者支援の充実を図った。

○第2の「成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開」について

審査事務共助の充実強化並びに審査委員に対して審査基準全国統一項目の周知を強化し、診療報酬等審査支払の適正な執行に努めた。

また、可視化レポートの公表開始に伴い、審査結果に差異が生じないように審査委員と職員の連携を密に図った。

さらに、オンライン資格確認によるレセプトの振替・分割、普通交付金収納事務、出産育児一時金等支払業務及び風しん追加的対策事業に係る請求支払業務のほか、後期高齢者医療事務代行業務についても適正な事務処理に努めた。

○第3の「共同事業の効率的推進」について

国保総合システム、国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システムの適正運用を行うほか、各種システムの機能改善による保険者事務の効率化、保険者ニーズを踏まえた価値あるデータ提供等、保険者支援の更なる充実を図るとともに、健康保険証の廃止をはじめとする各種印刷物等の見直しに向けた検討を進めた。

また、第三者行為損害賠償求償事務については、保険者と情報を共有しながら、求償案件の滞留防止に努めた。

さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正執行と国保税賦課シミュレーション支援事業の充実を努め、事業の推進を図った。

○第4の「実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行」について

国保データベース（KDB）システムの活用による保健事業の推進、重複服薬者等訪問指導等支援事業による適正受診の促進及び医療費適正化の推進、栃木県保険者協議会を通じた地域・職域保険の連携強化など、市町保健事業の支援を行った。

また、医療保険情報を活用したデータ分析、生活習慣病（予備群）減少のためのデータ提供活用支援を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、特定健診受診率向上支援の充実強化等により医療費適正化の推進に努めた。

さらに、特定健診等のデータ管理業務の適正執行を行い、保険者事務の効率化に努めた。

○第5の「介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行」について

介護給付費、障害者総合支援給付費等の審査支払業務を適正に執行した。また、保険者ニーズに沿った介護保険者事務共同処理事業を展開するとともに、介護給付適正化事業の一層の充実を努めた。併せて、障害福祉における共同事業としての地域生活支援事業についても、委託市町と連携を図り適正な執行に努めた。

さらに、関係機関との連携を強化し、介護サービスの質の維持・向上を図った。

○第6の「新規事業への対応」について

クラウド環境へ移行した全国標準システムである国保総合システム、国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システム並びに関連する本会独自システムの安定稼働に努め、審査支払機能に関する改革工程表及び政府方針に適切に対応したほか、柔整適正化システムの機器更改を実施した。

また、令和6年7月から訪問看護ステーションのレセプト（医療保険分）がオンライン請求開始となったため、電子レセプトについても適正な事務処理に努めるとともに、紙レセプト減少によるOCRシステムの他県との共同利用により、より効率的な処理体制に移行したほか、次期介護保険・障害者総合支援システムの機器更改にも万全を期し対応した。

さらに、保健事業においては、ヘルスアップ事業等の充実強化を図るため、県から受託した特定健診未受診者受診勧奨を行う等、保険者のニーズに沿った支援を実施した。また、更なる支援事業として、国保料（税）収納率向上に資するため、各種支援事業の拡充や口座振替の促進のための広報事業の充実を図った。

併せて、第三者行為損害賠償求償事務については、交通事故及び動物咬傷以外の損害賠償保険未加入の傷害事故（誓約書あり）を本事業へ移行し、加害者直接請求に関する支援の充実を図るとともに、県から受託した介護職員処遇改善支援補助金並びに福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付額算出事務等の適切な事務処理に努めた。

○第7の「成果を生み出す組織体制、事務運営等の整備」について

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、令和6年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。また、組織の運営と業務の信頼性・有効性確保のため、情報セキュリティ強化に努めた。

◆議案第2号 令和6年度本会一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額	441,135,477円
歳出決算額	439,457,265円
歳入歳出差引額	1,678,212円

歳入歳出差引残額1,678,212円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第3号 令和6年度本会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	1,355,722,547円
歳出決算額	1,248,047,489円
歳入歳出差引額	107,675,058円

歳入歳出差引残額107,675,058円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 国民健康保険診療報酬支払勘定

歳入決算額	137,311,736,378円
歳出決算額	137,281,730,154円
歳入歳出差引額	30,006,224円

歳入歳出差引残額30,006,224円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	4,029,195,802円
歳出決算額	4,027,904,387円
歳入歳出差引額	1,291,415円

歳入歳出差引残額 1,291,415 円は、翌年度へ繰越すものとする。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定

歳入決算額	916,902,468円
歳出決算額	916,902,468円
歳入歳出差引額	0円

5 抗体検査等費用に関する支払勘定

歳入決算額	55,847,360円
歳出決算額	55,847,360円
歳入歳出差引額	0円

◆議案第4号 令和6年度本会后期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	794,379,059円
歳出決算額	735,845,351円
歳入歳出差引額	58,533,708円

歳入歳出差引残額 58,533,708 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

歳入決算額	237,904,888,515円
歳出決算額	237,896,814,866円
歳入歳出差引額	8,073,649円

歳入歳出差引残額 8,073,649 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	1,389,657,546円
歳出決算額	1,388,743,652円
歳入歳出差引額	913,894円

歳入歳出差引残額 913,894 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第5号 令和6年度本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	538,987,798円
歳出決算額	533,416,177円
歳入歳出差引額	5,571,621円

歳入歳出差引残額 5,571,621 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第6号 令和6年度本会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	610,147,245円
-------	--------------

歳出決算額 593,873,731円

歳入歳出差引額 16,273,514円

歳入歳出差引残額 16,273,514円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 介護給付費支払勘定

歳入決算額 151,693,634,327円

歳出決算額 151,693,037,869円

歳入歳出差引額 596,458円

歳入歳出差引残額 596,458円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

歳入決算額 1,377,371,526円

歳出決算額 1,377,367,479円

歳入歳出差引額 4,047円

歳入歳出差引残額 4,047円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第7号 令和6年度本会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額 77,294,621円

歳出決算額 75,960,960円

歳入歳出差引額 1,333,661円

歳入歳出差引残額 1,333,661円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 障害介護給付費支払勘定

歳入決算額 52,560,807,694円

歳出決算額 52,560,786,290円

歳入歳出差引額 21,404円

歳入歳出差引残額 21,404円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 障害児給付費支払勘定

歳入決算額 13,667,348,549円

歳出決算額 13,667,348,549円

歳入歳出差引額 0円

◆議案第8号 令和6年度本会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額 1,460,160,528円

歳出決算額 1,456,437,572円

歳入歳出差引額 3,722,956円

歳入歳出差引残額 3,722,956円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第9号 令和6年度本会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額 10,000,180円

歳出決算額 180円

歳入歳出差引額 10,000,000円

歳入歳出差引残額 10,000,000 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◇令和 6 年度剰余金の確認結果

令和 6 年度決算の状況から、令和 6 年度厚生労働省告示第 183 号に基づき、剰余の有無を判定した結果、調整後当期収支差額が 1 億 3,953 万 1,700 円のマイナスとなり剰余が生じていないため、今年度の控除精算は生じないことを報告。

◇独立監査法人の監査報告書

監査結果の意見として、すべての重要な点において国保法及び関連する法令に定められている会計の基準に準拠して作成されているものと認めるとされたことを報告。

◇監事会（6 月 30 日及び 7 月 1 日持ち回り開催）の監査報告書

決算書と関係証憑書類等を慎重に照合したところ、内容すべて適正妥当であり歳入歳出との正確であることを認めるとされたことを報告。

議長 　ただ今、事務局より、議案第 1 号から議案第 9 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

小沼理事 　はい、医師国保理事長の小沼です。一つ教えてください。62 ページの (2) の②、健康保険証廃止に関わる対応のところですが、12 月 2 日に廃止になって、代わりにマイナンバーカードに保険証を紐付けてない人に対しては、資格確認書を配るということになったわけですね。それで、その有効期限については、何か決めていることがあるんですか。私が聞いたところによると、各組合で決めていいみたいな話を聞いたんですけども教えてください。

事務局 　ご質問ありがとうございます。新しく発行することとなります資格確認書の有効期限ということでございますが、市と町の国保保険者におきましては、これまでの被保険者証同様、8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの 1 年間ということで、こちらの市町の委員さんを集めた委員会、あるいは会議等で協議決定をさせていただきまして、そのような対応とさせていただいております。よろしくお願いたします。

小沼理事 　それは、私の医師国保もそうしなければいけないということは無いということですよ。市町がそうであるということですね。

事務局 　はい、そのとおりでございます。国保組合さんは個別ということになってございます。

小沼理事 　ありがとうございます。

議長 　その他にご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 　ご質疑もないようですので、議案第 1 号から議案第 9 号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議長 　ご異議がないものと認め、議案第 1 号から議案第 9 号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 10 号から議案第 12 号につきましては、「本会規則の一部改正について」でございます。これを一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 ◆議案第 10 号 「本会職員退職手当規則の一部改正について」
○改正趣旨
刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 13 日成立）の施行に伴う関係条
項の整理に係る規則の一部改正を行うもの。

◆議案第 11 号 「本会診療報酬審査支払規則の一部改正について」
○改正趣旨
新規業務（妊産婦医療の審査支払事務）受託に伴う規則（様式第 10 号「点数
表別・法別診療報酬支払確定額一覧表」）の一部改正を行うもの。

◆議案第 12 号 「本会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について」
○改正趣旨
被保険者証の新規発行停止及び「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロー
ドマップ」改定に伴う規則の一部改正を行うもの。

議長 ただ今、事務局より、議案第 10 号から議案第 12 号について説明がありました。
何かご質疑等ございませんか。

議長 《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第 10 号から議案第 12 号は、原案どおり可決す
ることに、ご異議ございませんか。

議長 《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第 10 号から議案第 12 号は、原案どおり可決され
ました。

次に、議案第 13 号「令和 7 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」
を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号について、次のとおり議案書に基づき説明。

◆議案第 13 号 「令和 7 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」
○趣旨
本会表彰規則第 2 条に基づき、令和 7 年度の国保功労者の表彰の同意を求める
もの。本年度の功労者は、国保運営協議会委員 3 名、国保診療報酬審査委員会委
員 9 名及び結成 30 周年を迎える在宅保健師「つゆくさの会」元会長 7 名の合計
19 名となる。

議長 ただ今、事務局より議案第 13 号について説明がありました。何かご質疑等ござ
いませんか。

議長 《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第 13 号は、原案どおり可決することに、ご異
議ございませんか。

議長 《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第 13 号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 14 号「本会役員の改選に伴う学識経験者たる理事 1 名の推薦につ
いて」を議題に供します。

なお、当事者であります、常務理事の大橋哲也さんには、退席をお願いいたしま

す。

《大橋常務理事 退席》

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局 本会規約第 19 条第 2 項の規定に基づき、会員以外である学識経験を有する者のうちから理事会の推薦により、選任することとなっている。
議 長 現常務理事の大橋哲也氏を引き続き理事会より推薦することを提案した。
議 長 ただ今、事務局より議案第 14 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑もないようですので、議案第 14 号は原案どおり現常務理事の大橋哲也さんを推薦することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 14 号は原案どおり可決されました。それでは、大橋常務理事にお戻りいただくようお願いします。

《大橋常務理事 着席》

議 長 ただいま、出席の理事の皆様から、大橋常務を推薦することで、万雷の拍手をいただきましたので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

次に、議案第 15 号「令和 7 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 15 号について、次のとおり議案書に基づき説明。
◆議案第 15 号「令和 7 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」

○招集日時 令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時 00 分

○場所 栃木県本町合同ビル 9 階大会議室

○附議事項 議案書に記載のとおり

議 長 ただ今、事務局より議案第 15 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑もないようですので、議案第 15 号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 15 号は、原案どおり可決されました。
以上で、本日の理事会に提案いたしました全議案につきまして、審議を終了いたしました。

続きまして、協議事項に移ります。

協議事項 1「本会役員の改選について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 協議事項 1 について、次のとおり別添 A3 版資料に基づき説明。

◆協議事項 1「本会役員の改選について」

○趣旨

本年 2 月 20 日の前年度通常総会において、規約の一部改正により、令和 7 年 8 月 7 日から理事 15 名を 12 名に、監事 4 名を 2 名に改めたところ。

本会規約第 19 条及び第 23 条の定めにより、本会の役員は、理事 12 名、監事 2 名を定数とし、任期は 2 年となっている。現役員の任期が、本年 8 月 6 日をもって、任期が満了となることから、7 月 25 日開催の通常総会において、役員の変更をお願いするもの。この役員については、各支部からの推薦により選出されており、各支部長及び栃木県あて推薦をお願いした。なお、総会の当日は、総会終了後、新理事による理事会を開催し、理事長、副理事長、常務理事の互選を行うことを説明。

議長 ただ今、協議事項 1 について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。

次に、協議事項 2「国保総合システムに係る令和 8 年度国庫補助獲得のための要請活動について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項 2 について、次のとおり別添 A3 版資料に基づき説明。

◆協議事項 2「国保総合システムに係る令和 8 年度国庫補助獲得のための要請活動について」

○趣旨

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの開発に係る費用や保守運用費を賄うための財源不足への対応として、7 月 25 日開催の通常総会において、県内国保保険者の総意として、国の責任において必要な財源措置を講じるよう要望する旨の決議を行うこと、また、決議に基づき本県選出の国会議員へ陳情を行う旨をご了承いただくもの。

議長 ただ今、協議事項 2 について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。

以上を持ちまして、本日附議されました議案並びに協議事項につきましては、すべて終了いたしました。この際、折角の機会でございますので、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

大野理事 質問ではありませんが、日程の確認をしたいのですが、7 月 25 日の通常総会は 10 時でよろしいでしょうか。事前に私から歯科医師会で聞いた日程だと 13 時 30 分ということで、変更になったということでしょうか。

事務局 はい、そうであります。10 時からでございます。

大野理事 分かりました。ありがとうございます。

議長 他にございますか。それでは、ご発言もないようですので、以上を持ちまして、本日の理事会を終了いたします。長時間にわたり、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会)